

鳴瀬川流域水循環計画（第2期）の策定について

1 計画の趣旨

鳴瀬川流域水循環計画（以下「計画」という。）は、ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年宮城県条例第42号）第12条の規定等により、鳴瀬川流域における健全な水循環^{*}の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、策定するものとされています。

平成21年3月に策定した第1期計画が、平成29年度で計画期間の10年を満了したことから、第2期計画の策定作業を進めてきました。

^{*}健全な水循環

自然の水循環において、水の浄化機能その他の自然の水循環の有する機能が十分に発揮され、人間の社会生活の営みと水環境その他の自然環境の保全との適切な均衡が確保されている状態をいう。

2 策定の経緯

- | | | |
|-----|--------------|---|
| (1) | 平成30年1月～3月 | 県庁部会 ^{*1} ・計画策定会議 ^{*2} （合同）
関係団体・NPO法人等へのアンケート調査 |
| (2) | 平成30年4月～6月 | 関係団体・NPO法人等へのヒアリング調査
【計画原案の作成】 |
| (3) | 平成30年7月 | 県庁部会、計画策定会議（意見照会） |
| (4) | 平成30年8月 | 学識経験者による計画策定検討委員会（第1回）
【計画素案の作成】 |
| (5) | 平成30年10月～11月 | パブリックコメント手続き |
| (6) | 平成30年11月 | 県庁部会、計画策定会議（意見照会） |
| (7) | 平成30年12月 | 学識経験者による計画策定検討委員会（第2回）
【計画最終案の作成】 |

^{*1} 庁内関係課・公所により構成

^{*2} 庁内関係課・公所、国の関係機関、流域構成市町村、NPO法人・民間団体等により構成

3 計画の概要

- 第1章 計画の基本的事項
- 第2章 計画を取り巻く状況の変化
- 第3章 鳴瀬川流域の現状
- 第4章 計画の基本理念と目指す将来像
- 第5章 流域の健全な水循環の保全に関わる施策・取組
- 第6章 計画推進のための方策
- 第7章 水道水源特定保全地域の指定

4 今後のスケジュール

- 平成31年3月 第2期計画の策定・公表
- 平成31年度内 水道水源特定保全地域の指定